

学校の部活動に係る活動方針

いわき市立勿来第二小学校

1 はじめに

平成30年11月に、いわき市教育委員会は『いわき市立小中学校部活動運営指針（平成31年4月より実施）』（以下「市運営指針」）を策定・発表した。

ここでは、「市運営指針」に基づき、本校における部活動（以下、特設クラブ活動）の活動方針（以下、「本校活動方針」）を定める。

2 目標

課外活動として、希望した児童を対象に、目標に向かって計画的・継続的に活動を行うことにより、学年を超えた仲間づくりやコミュニケーション能力の育成、規範の習得、個性の伸長、技能の向上を図り、児童の社会性、人間性を育成する。

3 基本方針

- (1) 児童がクラブ全体や自分自身の目標を明確に持ち、その実現のために、仲間と力を合わせ、互いに励ましながら活動することを最も優先する。また、外部・内部を問わず、顧問や指導者の指導にあたっては、その実現に向けて児童をサポートすることを基本的な指導姿勢とする。
- (2) 顧問や指導者は、担任や保護者との連携を密にし、児童の健康状態等の実態を把握して指導にあたる。
- (3) メンバーの募集に際しては、顧問や指導者が本校の「特設クラブ活動」の基本方針や練習日程・時刻・方法等について保護者に説明し、理解を得るようにする。
- (4) 活動の際には必ず顧問や指導者が監督し、熱中症やけが、児童どうしのトラブル等、事故の未然防止を期する。
- (5) 校長は、活動計画や活動実績等を確認することにより、その活動内容を把握し、児童が安全に活動に取り組むとともに職員の負担過重とならないよう、適宜指導を行う。
- (6) 対外的な行事・大会や合同練習等に参加する場合は、顧問や指導者が事前に校長に計画を提出し、決裁を受けてから申し込み等を行う。
- (7) 「休養日の設定」および「活動時間の設定」については、「市運営方針」に基づいて行う。（別紙「部活動の休養日や練習時間の設定について」参照）
- (8) 指導者や顧問は、特設クラブ活動においても当然体罰は絶対に許されず、児童の心身に深刻な悪影響を及ぼすとの認識を持ち、体罰の絶無を期する。

4 設置する「特設クラブ」

(1) 特設陸上クラブ

- ① 参加学年 5～6年生 *希望により4年生も入部させる
- ② 活動曜日 平日(月～金) *会議等がある場合は行わない
- ③ 活動内容(予定)

月	内 容	出場予定の大会等
5	体力づくり、走・跳・投の練習	
6		全国小学生陸上競技交流大会 福島県選考会いわき地区予選会
7		全国小学生陸上競技交流大会 福島県大会
8	体力づくり、走・リレーの練習	
9		
10		オールクレハ スポーツフェスティバル、秋季陸上選手権大会
11		勿来地区リレーカーニバル

④ 活動の時期と時刻(予定)

月	活動時刻	下校予定時刻	備 考
5～ 11	15:30～16:10	16:10	

⑤ その他

- ・ 大会等の特別な場合を除き、休日には活動を行わない。

5 その他

- (1) 本校活動方針は、県教育委員会の方針および「市運営方針」に則り、適宜評価と改善を加えて策定し、学校ホームページに公表するとともに市教委へ提出する。
- (2) 市教委への提出・報告は以下のように行う。（「市運営方針」より）
 - ① 「本校活動方針」：毎年4月20日まで
 - ② 「各部年間活動計画」（様式1）：毎年5月20日まで
- (3) 「本校活動方針」等、本校特設クラブ活動に関して検討が必要な場合は、校長・教頭・教務主任・特設クラブ指導者（顧問）により協議を行うとともに、その内容を職員全体に周知する。また、必要な内容について保護者に周知する。
- (4) 「本校活動方針」は、平成31年4月から実施する。

<改定の経緯>

平成30年11月 本校活動方針を策定
12月 学校HPに公開

〈 別紙 〉

部活動の休養日や練習時間の設定について

いわき市教育委員会

いわき市立小中学校における部活動は、次のルールのもとに行います。

【休養日の設定】

- 1 平日に週1日以上、週休日（土日）に週1日以上を休養日とします。
- 2 次の期間は、全市一斉の休養日とします。
 - ・ 夏季休業中の学校閉庁日
 - ・ 年末年始（12月29日～1月3日）6日間
- 3 週休日（土日）2日間にわたって大会やコンクール等のため活動した場合は、週休日（土日）分の休養日を他の週休日または祝日に振り替えます。
- 4 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行います。

<補 足>

- (1) 日曜日に大会やコンクール等がある場合、前日の土曜日に活動することは可能です。ただし、前日の活動時間は3時間を上限とします。
- (2) 土曜日、日曜日の2日間にわたって活動できるのは、大会やコンクール等の場合のみであり、2日間にわたって練習や練習試合を実施することはできません。大会前であっても同様です。
- (3) 土曜日、日曜日に活動しない場合であっても、平日に1日以上休養日を設けます。
- (4) 金曜日または土曜日が祝日で3連休となったとき、土曜日と日曜日に部活動を実施し、金曜日または月曜日の祝日を休養日とした方が、児童生徒や教職員にとって有益であると判断される場合は、土曜日と日曜日の2日間にわたり活動できます。

【活動時間の設定】

- 1 平日における活動時間は、2時間を上限とします。
- 2 週休日（土日）や祝日、長期休業日における活動時間は、3時間を上限とします。
 - ※ 平日の大会あるいは週休日（土日）等の大会等（練習試合を含む）は、上記の活動時間設定とは別に計画されますが、児童生徒の健康・安全を第一に考え、十分な休養日（振替の休養日を含む）を設けます。
- 3 朝の練習は、限られた期間等の特設部のみ、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で実施します。
- 4 1及び2の活動時間には、準備や後片付けの時間は含めないものとします。

「いわき市立小中学校部活動運営方針」の全文は、いわき市教育委員会ホームページで公表しておりますので、ご参照ください。